

愛宕山こどもの国中継ポンプ室給水ポンプユニット取替修繕工事特記仕様書

(第1章 総則)

第1条 本仕様書は、山梨県（以下「甲」という。）が、業務受託者（以下「乙」という。）に、発注する愛宕山こどもの国中継ポンプ室給水ポンプユニット取替修繕工事の履行に適用する。

第2条 本業務は、建設工事請負契約書、本仕様書等に基づいて実施しなければならない。

第3条 乙は作業を進めるにあたり、工程表に従って各段階において綿密に協議を行うものとする。

第4条 業務中は、交通・水利・火災・その他公衆に迷惑を及ぼさないように、保安整備または必要な処置をとるものとする。

第5条 業務にあたっては、安全に十分留意すること。第三者や既設工作物等に損害を与えた場合は、乙は責任をもってその損害にあたること。

(第2章 業務概要及び目的)

第6条 業務対象範囲は、甲府市愛宕町 358-1（山梨県立愛宕山こどもの国内）とする。

第7条 本業務は、愛宕山こどもの国中継ポンプ室給水ポンプ機能の復旧を目的とする。

(第3章 業務内容)

第8条 給水ポンプユニットの取替

(1) 愛宕山こどもの国中継ポンプ室の機能復旧に必要となる給水ポンプユニットの取替を行うこと。

(2) 給水ポンプユニットの取替に伴い必要となる工事についても実施すること。

第9条 使用部材

設計図書に定める工事材料については相当品以上も可とする。

その場合、発注者と協議するものとする。

第10条 共通事項

(1) 本業務で排出される既存資材等については、関係法令等を遵守し、適正に処分すること。

(2) 本業務の実施可能時間は原則、平日は午前8時から午後6時まで、休日は午前8時から午後6時までとする。

(第4章 成果品・提出物)

第11条 契約締結後は、山梨県公共事業ポータルサイト内の書式により、次のとおり提出するものとする。

- (1) 現場代理人及び技術者通知書
- (2) 履歴書（技術者のもの）
- (3) 健康保険被保険者証（写）（技術者のもの）
- (4) 工程表
- (5) 経営事項審査結果通知書（写）
- (6) 建設業退職金共済証紙購入報告書

- (7) 粗雑工事防止の誓約書
- (8) 課税事業者届出書

第12条 業務完了後は、次のとおり提出するものとする。

- (1) 完成届
- (2) 工事写真
- (3) 全体施工工程表
- (4) 使用資材メーカーリスト
- (5) 施工に関して試験を要するものの試験結果報告書
- (6) 建設系廃棄物マニフェスト関係
- (7) 工事打合簿
- (8) その他、甲が必要と認めた資料

なお、紙媒体（A4版）1部、電子媒体（CD）2部を提出すること。

（第5章 その他）

第13条 本業務の遂行にあたり、必要な資料等は甲と協議の上、貸与・閲覧できるものとし、受託者は貸与された資料等については適正に管理し、業務完了後直ちに返還するものとする。

第14条 本業務において、遂行途上であっても、甲により成果品の一部及び資料の提出を求めることができるものとする。

第15条 成果品中に乙の故意または過失等乙の責任に帰すべき疎漏が発見された場合には、例え業務完了後相当の年月を経過したとしても、乙の費用負担によりこれを修正することとする。

第16条 その他、この仕様書によらないものについては、甲と協議し決定するものとする。